

大阪市（消）告示第6号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

令和7年1月31日

大阪市消防長 橋 口 博 之

1 講習の区分

甲種防火管理再講習

2 講習日時及び場所

回 数	日 時	場 所
第1回	令和7年4月10日（木） 10時から12時まで	消防局生野分室（※）
第2回	令和7年4月21日（月） 14時から16時まで	消防局生野分室
第3回	令和7年5月9日（金） 10時から12時まで	消防局生野分室
第4回	令和7年5月29日（木） 10時から12時まで	消防局生野分室
第5回	令和7年6月10日（火） 10時から12時まで	消防局生野分室
第6回	令和7年6月26日（木） 10時から12時まで	消防局生野分室
第7回	令和7年7月9日（水） 10時から12時まで	消防局生野分室
第8回	令和7年8月2日（土） 10時から12時まで	消防局生野分室

第 9 回	令和 7 年 8 月 25 日（月） 10 時から 12 時まで	消防局生野分室
第10回	令和 7 年 9 月 23 日（火） 10 時から 12 時まで	消防局生野分室
第11回	令和 7 年 9 月 27 日（土） 10 時から 12 時まで	消防局生野分室

※ 大阪市生野区勝山南 4 丁目 7 番11号 大阪市消防局生野分室（生野図書館 1 階）

3 申込受付期間

告示の日から講習開始日の14日前までとする。ただし、期間中でも定員に達した場合、受付を締め切ることがある。

4 受講対象者

消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 1 号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号）第 2 条の 2 の 2 の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

5 申込方法

大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を入力の上申し込むこと

（消防局予防部予防課）